令和５年度における公益財団法人山形県市町村振興協会
市町村振興特別交付金交付事務要領

令和５年８月７日

１　市町村振興特別交付金交付事務の流れ

市町村振興特別交付金交付事務については、別紙１の「公益財団法人山形県市町村振興協会市町村振興特別交付金交付規程」に基づき、以下（１）～（４）の流れで事務をすすめてくださるようお願いします。

（１）各市町村への交付額は、別紙２「交付額一覧表」のとおり決定したので、様式第１号（市町村振興特別交付金交付決定通知書）を送付しました。

（２）上記通知書に基づき、別添様式第２号（市町村振興特別交付金交付申請書)、様式第３号（事業計画書）を９月８日（金）まで提出願います。

（３）様式第１号に記載の交付日（９月２２日（金））に、貴市町村が指定した口座に交付金をお振込みいたします。

（４）交付金の使途状況報告につきましては、交付金を充当した事業の終了後３０日以内、または令和６年４月末日のいずれか早い日までに、別添様式第４号（事業実績報告書）により提出願います。

２　本協会提出書類に記入する際の注意事項

市町村が本協会あて提出する書類は様式第２号、第３号及び第４号の３種類です。

以下の注意事項に従い提出願います。

なお、各提出書類の様式について、以下の URL からダウンロードできますので、ご活用ください。

ＵＲＬ　https://www.yamagata-shinko.or.jp/business/06sinsei/

または、本協会ホームページにアクセス⇒協会の事業⇒申請書等ダウンロード　のページを一番下までスクロール

○様式第２号（市町村振興特別交付金交付申請書）について

（１）１の「交付申請金額」は、様式第１号（市町村振興特別交付金決定通知書）の「交付決定額」と同額になります。

（２）２の「振込先」は、略さず正確に記入願います。
なお、振込先金融機関は、農協等でも差し支えありません。

○様式第３号（事業計画書）について

（１）交付金を充当しようとする事業は、令和５年度に実施の「地方財政法第３２条に規定する事業(※注)」に限ります。

（２）交付金を充当しようとする事業が公共事業である場合は、「事業種目」の「公共事業」の(　)欄に具体的事業名を記入のうえ、その右欄に事業費並びに当該事業に充当する交付金の金額を記入願います。

（３）交付金を充当しようとする事業が総務省令で定める事業である場合は、「事業種目」の欄に、「地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３２条に規定する総務省令に定める事業」から適宜選択して事業番号を記入し、その右欄に事業費並びに当該事業に充当する交付金の金額を記入願います。

（４）交付金を充当しようとする事業は、複数でも可です。また、同一の事業種目で複数の事業に充当する場合は、その合計金額を記入願います。

（５）「内交付金額」の計は、様式第１号（市町村振興特別交付金決定通知書）に記載の「交付決定額」と一致します。

（※注）

「２.総務省で定める事業」の二の事業については、いわゆる「地方博覧会」を指していることから、選択しないでください。

○様式第４号（事業実績報告書）について

（１）１の「交付金額」には交付金の金額を、２の「使途状況」には当該交付金を充当したすべての事業について記入願います。

（２）２の「使途状況」の欄中、「事業種目」「事業費」「内交付金額」については、様式第３号と同様に記入するとともに、「事業名」には交付金を充当した具体的な事業名を記入願います。

山形県市町村振興協会事務局
担当：鷹 野
〒990-0023
山形市松波四丁目１－１５
山形県自治会館内
TEL 023-631-0784
FAX 023-641-3434
Email　y-mayors@alpha.ocn.ne.jp

【別紙１】

公益財団法人山形県市町村振興協会　市町村振興特別交付金交付規程

令和２年５月１日

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村における防災力向上のための事業等を積極的に支援するために交付する、市町村振興特別交付金（以下「特別交付金」という。）の交付に必要な事項を定めることを目的とする。

（特別交付金の財源）

第２条　特別交付金の財源は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ等）の収益金をもって山形県が交付する山形県交付金を財源とした協会の基金をもって充てる。

（特別交付金の交付対象等）

第３条　特別交付金の交付は、県内の全市町村（以下「市町村」という。）を対象とする。

２　特別交付金の総額は、協会基金の状況等を考慮して、毎年度、理事長が別に定める。

（特別交付金の配分基準等）

第４条　特別交付金の市町村への配分は、その指標を均等割及び人口割とし、均等割３０パーセント、人口割７０パーセントとする。

２　特別交付金の交付単位は、円単位とする。

（特別交付金の交付対象事業）

第５条　特別交付金の交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）は、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３２条に規定する事業で、市町村が必要なものとする。

（交付決定の通知）

第６条　理事長は、特別交付金の交付及びその額を決定したときは、市町村振興特別交付金交付決定通知書（様式第１号）により、市町村に通知するものとする。

（特別交付金の交付申請）

第７条　市町村は、前条の交付決定の通知があったときは、市町村振興特別交付金申請書（様式第２号）に、特別交付金を充当する交付対象事業の計画を記載した事業計画書（様式第３号）を添えて、理事長に提出するものとする。

（特別交付金の交付）

第８条　理事長は、前条の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付するものとする。

（事業報告書の提出）

第９条　特別交付金の交付を受けた市町村は、当該交付対象事業が完了したときは、完了した日から３０日を経過した日又は翌年度の４月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第４号）を、理事長に提出するものとする。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、特別交付金の交付に必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、令和２年５月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

山振協第　　号
年　　月　　日

市町村長　　様

公益財団法人 山形県市町村振興協会
理 事 長　　㊞

市町村振興特別交付金交付決定通知書

年度における市町村振興特別交付金について、公益財団法人山形県市町村振興協会市町村振興特別交付金交付規程第６条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　交付決定金額　　円
２　交 付 年 月 日　　年　　月　　日
３　留 意 事 項
（１）この交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３２条に規定する事業であること。
（２）この交付金の交付申請は、　様式第２号により　　年　　月　　日までに行うこと。

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

公益財団法人山形県市町村振興協会理事長　様

市町村長名　　㊞

市町村振興特別交付金交付申請書

年　　月　　日山振協第　　号をもって交付の決定の通知があった市町村振興特別交付金について、公益財団法人山形県市町村振興協会市町村振興特別交付金交付規程第７条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　交付申請金額　　円

２　振　込　先

銀行　　支店

預金種目　普通・その他（　　）

口座番号

名 義 人

様式第３号（第７条関係）

事　業　計　画　書

（単位：円）

事　業　種　目	事　　業　　費	内交付金額
１　公共事業 （　　）		
２　総務省令で定める事業		
計		

（備考）

１　事業種目１の公共事業の欄（　）内には、事業名を記入すること

２　事業種目２の総務省令で定める事業は、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３２条に規定する総務省令で定める事業を適選して記入すること

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

公益財団法人山形県市町村振興協会理事長　様

市町村長名　　㊞

事業実績報告書

年　　月　　日山振協第　　号をもって交付の決定の通知があった市町村振興特別交付金について、公益財団法人山形県市町村振興協会市町村振興特別交付金交付規程第９条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

１　交 付 金 額　　円

２　使 途 状 況

（単位：円）

事　業　種　目	事　　業　　名	事　業　費	内交付金額
１ 公共事業 （　　）			
２ 総務省令で定める事業			
計			

（備考）

１　事業種目１の公共事業の欄（　）内には、事業名を記入すること

２　事業種目２の総務省令で定める事業は、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３２条に規定する総務省令で定める事業を適選して記入すること

別　紙

地方財政法第32条に規定する事業

１．事　業

(1)　公共事業

(2)　公益の増進を目的とする事業で地方財政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

２．総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第一号及び第十一号については令和9年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和6年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和5年度までの間に行われるものとする。

一　国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

二　地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

三　地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

四　衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

五　美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

六　大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

七　地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

八　特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

九　地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

十　地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

十一　令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027関西の準備及び運営に係る事業

【別紙2】

令和5年度市町村振興特別交付金交付額一覧表

1. 交付総額　200,000,000 円
2. 交付割合　均等割　30%、人口割　70%
3. 市町村別交付額　（単位：円）

市町村名	人口（人）	均等割分	人口割分	計（交付額）	市町村別交付割合
山形市	247,590	1,714,285	32,454,803	**34,169,088**	17.08%
米沢市	81,252	1,714,285	10,650,744	**12,365,029**	6.18%
鶴岡市	122,347	1,714,285	16,037,594	**17,751,879**	8.88%
酒田市	100,273	1,714,285	13,144,071	**14,858,356**	7.43%
新庄市	34,432	1,714,285	4,513,445	**6,227,730**	3.11%
寒河江市	40,189	1,714,285	5,268,089	**6,982,374**	3.49%
上山市	29,110	1,714,285	3,815,822	**5,530,107**	2.77%
村山市	22,516	1,714,285	2,951,461	**4,665,746**	2.33%
長井市	26,543	1,714,285	3,479,332	**5,193,617**	2.60%
天童市	62,140	1,714,285	8,145,488	**9,859,773**	4.93%
東根市	47,682	1,714,285	6,250,293	**7,964,578**	3.98%
尾花沢市	14,971	1,714,285	1,962,441	**3,676,726**	1.84%
南陽市	30,420	1,714,285	3,987,540	**5,701,825**	2.85%
市計	859,465	22,285,705	112,661,123	**134,946,828**	67.47%
山辺町	13,725	1,714,285	1,799,112	**3,513,397**	1.76%
中山町	10,746	1,714,285	1,408,616	**3,122,901**	1.56%
河北町	17,641	1,714,285	2,312,433	**4,026,718**	2.01%
西川町	4,956	1,714,285	649,647	**2,363,932**	1.18%
朝日町	6,366	1,714,285	834,473	**2,548,758**	1.27%
大江町	7,646	1,714,285	1,002,259	**2,716,544**	1.36%
大石田町	6,577	1,714,285	862,132	**2,576,417**	1.29%
金山町	5,071	1,714,285	664,721	**2,379,006**	1.19%
最上町	8,080	1,714,285	1,059,149	**2,773,434**	1.39%
舟形町	5,007	1,714,285	656,332	**2,370,617**	1.19%
真室川町	7,203	1,714,285	944,190	**2,658,475**	1.33%
大蔵村	3,028	1,714,285	396,919	**2,111,204**	1.06%
鮭川村	3,902	1,714,285	511,485	**2,225,770**	1.11%
戸沢村	4,199	1,714,285	550,417	**2,264,702**	1.13%
高畠町	22,463	1,714,285	2,944,514	**4,658,799**	2.33%
川西町	14,558	1,714,285	1,908,304	**3,622,589**	1.81%
小国町	7,107	1,714,285	931,606	**2,645,891**	1.32%
白鷹町	12,890	1,714,285	1,689,658	**3,403,943**	1.70%
飯豊町	6,613	1,714,285	866,851	**2,581,136**	1.29%
庄内町	20,151	1,714,285	2,641,451	**4,355,736**	2.18%
三川町	7,601	1,714,285	996,361	**2,710,646**	1.36%
遊佐町	13,032	1,714,285	1,708,272	**3,422,557**	1.71%
町村計	208,562	37,714,270	27,338,902	**65,053,172**	32.53%
合計	1,068,027	59,999,975	140,000,025	**200,000,000**	100%

注. 人口は令和2年10月1日国調（確定値）による。